

環境医学研究所 疾患制御学分野
事務補佐員（部局）（パートタイム勤務職員）の募集について

名古屋大学環境医学研究所疾患制御学分野では、下記のとおり事務補佐員（部局）（パートタイム勤務職員）を募集します。

記

1. 勤務場所 【雇入れ直後】名古屋大学環境医学研究所
【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する就業場所
2. 職 名 事務補佐員（部局）（パートタイム勤務職員）
3. 職務内容 【雇入れ直後】
専攻事務業務（各種事務手続き、経理、電子文書の作成・編集、書類整理などの一般事務、電話、来客対応など）
【変更の範囲】
東海国立大学機構が指定する業務
4. 募集人員 1名
5. 募集条件
 - 1) 大学卒業以上
 - 2) パソコン操作（ワード、電子メール）ができること
 - 3) 教員、学生、他部署との連携、調整、折衝などにおいて、コミュニケーション能力に長けていること
 - 4) 一般的なビジネス常識（電話対応など）があること
6. 雇用期間 令和 8年 8月 1日～令和 9年 3月 31日
 - ・ただし、更新基準に基づく評価のうえ、年度ごとに更新する可能性あり。
※業務処理、判断・対応、責任感、勤務態度、協調性、法令規程等の遵守及び法人の予算、業務量等により判断
 - ・更新する場合でも、最長、令和 13年 7月 31日まで。
 - ・最終雇用年齢は65歳に達した年の3月31日までとする。
7. 勤務条件
 - 1) 勤務時間 週2～3日勤務、週10～15時間程度（勤務時間は別途相談）
※時間外労働あり（月平均0～3時間）
 - 2) 休憩時間 12時～13時
 - 3) 休 日 土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 - 4) 加入保険 労災保険
 - 5) 休 暇 年次有給休暇、忌引き休暇等の特別休暇など

- 6) 給 与 時給 1,390 円 (能力によって 1,630 円で雇用する可能性あり)
- 7) 通 勤 手 当 支給 (支給要件あり。上限 150,000 円/月)
- 8) 受動喫煙措置 原則としてキャンパス内は喫煙禁止

8. 選考方法 書類選考の上、面接を実施し、採否を決定します。

9. 提出書類 次の書類を下記の提出先まで郵送あるいはメール送付してください。郵送の場合、封筒には「事務補佐員応募書類在中」と朱書きしてください。

- 1) 履歴書 (様式自由。ただし、顔写真貼付、電話番号、メールアドレスを記載のこと。)
- 2) 類型該当性の自己申告書 (様式は下記からダウンロードしてください。)

<https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/Swfp7NdH7PGitf4>

※様式1「類似該当性の自己申告書」の提出について

2021年11月「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。

メール送付の場合は、「履歴書」(様式自由、ただし、顔写真貼付、電話番号、メールアドレスを記載のこと。)及び「職務経歴書」(様式自由)、「類型該当性の自己申告書」(指定様式)をPDFにして、以下のメールアドレスに件名を「事務補佐員応募書類送付(氏名)」として送付してください。

<提出先・問い合わせ先>

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

名古屋大学大学院環境医学研究所 疾患制御学分野 仲矢道雄

Tel : 052-789-5001

mail : nakaya@riem.nagoya-u.ac.jp

10. 応募期限 令和8年6月30日(火) 17時必着
(6月16日(火)以降、適任者が見つかり次第締め切ります)

11. その他

- 1) 面接のための交通費は自己負担とします。
- 2) 提出頂いた書類は本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。
- 3) 応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- 4) 2021年11月「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。

12. 募集者 国立大学法人東海国立大学機構

類型該当性の自己申告書

名古屋大学に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外国貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただいております。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局

氏名

類型①に該当 類型②に該当 類型③に該当 いずれにも該当しない

類型①～③に該当する方は下記にその根拠を記載し、エビデンスを提出してください

該当性の根拠

例：〇〇機関に雇用されている、〇〇から資金提供・奨学金を取得している、もしくは予定
()

エビデンス資料

例：海外機関の雇用証明書(雇用通知書・契約書)、海外機関からの資金提供通知書(個人)、奨学金の受給通知もしくは申請書など
()

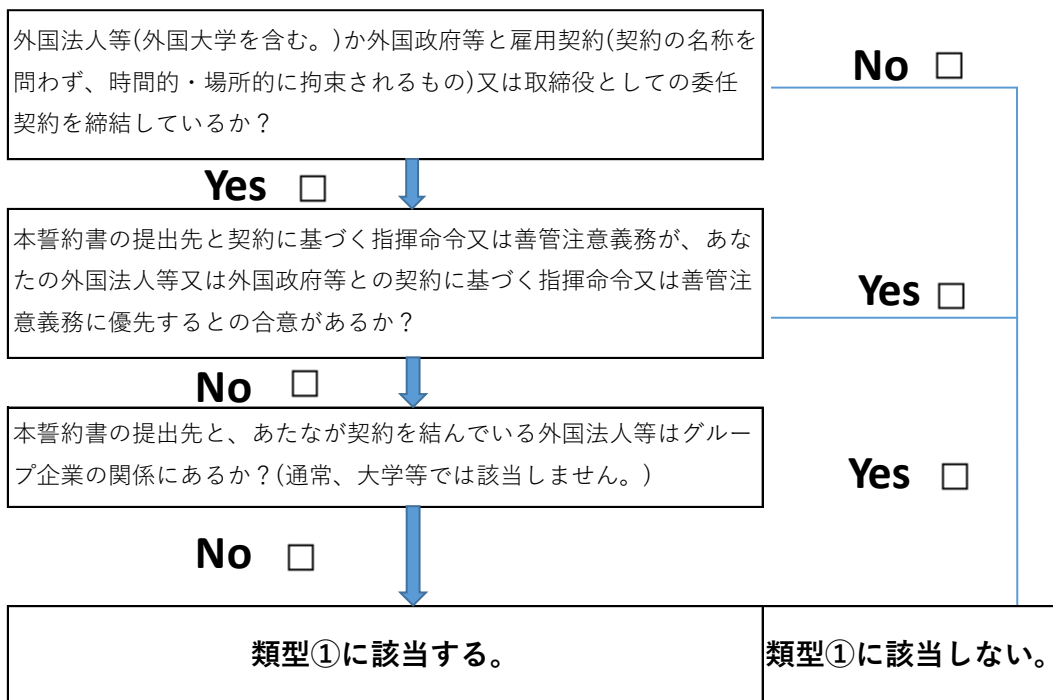
※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理事務局

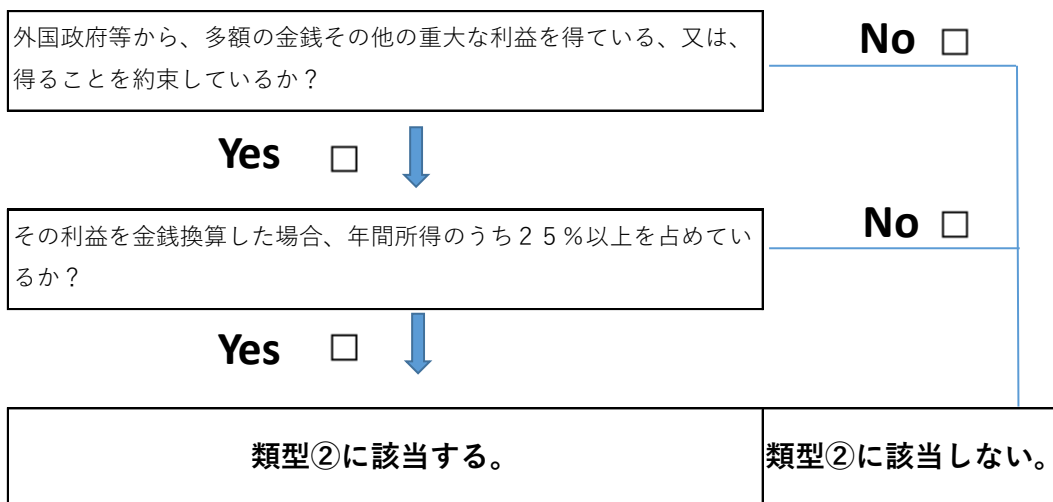
E-mail : anzen@aip.nagoya-u.ac.jp TEL : 052-747-6702

類型該当性判断のフローチャート

類型①



類型②



類型③

